

和光市と株式会社セブン・イレブン・ジャパンとの包括連携協定

和光市（以下「甲」という。）と株式会社セブン・イレブン・ジャパン（以下「乙」という。）は、相互に連携を強化し、和光市内の一層の活性化と市民サービスの向上に資するため、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に緊密に連携しながら双方の資源を有効に活用した協働による活動を推進することにより、地域の諸課題に迅速かつ的確に対応し、和光市の一層の活性化及び市民サービスの向上に資することを目的とする。

（連携事項等）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- （1）地産地消の推進、市産品の販売促進に関すること。
- （2）市民の健康増進、食育及び食の安全に関すること。
- （3）高齢者の見守り活動、高齢者支援と中・高齢者雇用に関すること。
- （4）障害者の支援に関すること。
- （5）子育て支援及び青少年の健全育成に関すること。
- （6）災害対策、防災、防犯に関すること。
- （7）環境対策、緑化推進に関すること。
- （8）商業・観光の振興に関すること。
- （9）その他、地域経済活性化、及び市民サービスの向上に関すること。

（意見交換）

第3条 甲及び乙は、前条各号に定める事項を効果的に推進するため、定期的に協議を行うものとする。又、具体的な実施事項については、甲乙合意の上、決定し、個別の協定を締結する。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく連携に当たり、知り得た事項については、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、その一切について守秘義務があることを確認する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（本協定の見直し）

第5条 甲又は乙のいずれかが、本協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1ヶ月前までに、甲又は乙が書面により特段の申出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間この協定は更新され、その後も同様とする。

（その他）

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し、疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成31年2月26日

甲 埼玉県和光市広沢1番5号
和光市長 松本 武洋

乙 東京都千代田区二番町8番地8
株式会社セブン・イレブン・ジャパン
代表取締役 古屋 一樹